

解禁	[テレビ・ラジオ・インターネット] 平成20年6月4日(水)16時以降
	[新聞] 平成20年6月5日(木)朝刊以降

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

平成20年6月4日 記者発表資料
健康福祉局 保健事業課長 吉泉英紀
本日以外の通常連絡先671-2436
※本日は、下記環境省検討会へ出席(東京)しております。お問合わせは携帯電話へお願いいたします。大変申し訳ありませんが、検討会終了後(19時予定)に回答させていただきます。
⇒080-5873-0069, 0070
(携帯電話回線の使用は本日よりです)

「横浜市における石綿の健康リスク調査報告書」(案)を 環境省へ提出しました

横浜市は、19年度に環境省より一般環境経由の石綿(=アスベスト)ばく露健康リスク調査を他5自治体(※)とともに受託しました。このたび、環境省は各自治体からの調査結果を取りまとめ、本日16時から開催する「石綿の健康影響に関する検討会」に報告書(案)を提出し、内容検討を行います。

環境省は、本日の検討会議論を受けて報告書(案)の内容を見直し、後日、報告書として確定します。

なおこの検討会は、報道公開で開催されます。

(※5自治体：兵庫県尼崎市、大阪府(泉南地域)、佐賀県鳥栖市、岐阜県羽島市、奈良県)

<横浜市が提出した調査報告書(案)の要点>

1. 横浜市の調査協力者の状況と所見等

- ・調査協力者 279名

本調査の周知は、広報よこはま、横浜市ホームページなどで実施

(現住所内訳：鶴見区在住196名、他区在住62名、市外在住21名(県内12名、県外9名))

- ・調査受付時期

平成19年8月1日～12月7日

- ・調査項目

問診、検査(胸部X線、胸部CT) ※調査にあたって本人の費用負担はなし

(調査期間：平成19年8月～20年2月)

- ・検査実施医療機関(以下のいずれかを調査協力者が選択)

(財)神奈川県予防医学協会、(恩)済生会横浜市東部病院、(独)横浜労災病院、

県立循環器呼吸器病センター、(公)横浜市立大学附属病院

- ・解析・読影の実施機関

横浜市石綿ばく露健康リスク調査専門委員会(平成19年7月設置、委員8名)

委員長 三浦 溥太郎(横須賀市立うわまち病院副院長) <敬称略>

・ 所見等

(単位：名)

		胸膜プラーク所見(石綿ばく露所見)のあった者						
		ばく露歴による分類(環境省分類)						
		ア 直接職 歴あり	イ 間接職 歴あり	ウ 家族内 ばく露	エ 立入り・ 屋内環境	オ その他		
鶴見区居住歴あり	260	44	19	5	0	8	12	
鶴見区居住歴なし	19	5	4	1	0	0	0	
計	279	49	23	6	0	8	12	

・「オ その他」の12名が、一般環境経路による石綿ばく露の可能性のある方です。

・問診で、この12名のうち10名が「近くに工場があった」と答えています。この工場とは、(株)エーアンドエーマテリアル社 旧横浜工場(鶴見区鶴見中央二丁目/昭和50年閉鎖、現在はUR都市機構住宅)とのことであり、全員が工場から約300m範囲内に10年以上の居住歴がありました。

・残りの2名は、昭和50年以降に市外から転入してきた方で、ばく露歴は特定できませんでした。

・なお今回調査のすべての方について、石綿に起因すると考えられる疾患はありませんでした。

<今後の対応>

2. 19年度調査協力者の経過観察

本人の同意を得た上で、「20年度 一般環境経路 石綿ばく露 健康リスク調査」により、経過等の把握を行ない、健康管理に役立てていただきます。

3. 新たな協力希望者への検診機会の提供

横浜市分ほか5自治体の本調査報告書(案)公表により、石綿健康被害に関する社会的関心が一段と高まることが予想されます。

そこで横浜市では、新たな希望者が石綿ばく露検診を受診できる機会を早急に設定します。

調査項目・内容などは19年度と同一で、ご本人の検診費用負担はありません。

石綿健康被害についてご不安のある方は、是非この機会をご活用いただくよう、お勧めいたします。

(なお、既に労災認定を受けている方、健康管理手帳をお持ちの方は、本検診の対象外です。)

・新規希望者 検診受付期間：6月20日～8月8日

・検診に関するお申し込み・お問い合わせ

横浜市 健康福祉局 保健事業課 公害保健担当

TEL 045-671-2482 (平日8:45~17:15)

4. その他のアスベスト健康被害対策 ～ 中皮腫死亡者調査の実施【20年度新規事業】

横浜市では、市内の石綿健康被害の実態をより明らかにするため、中皮腫で死亡された方の遺族に協力を依頼し、生前の生活状況調査(職業歴、居住歴等)を実施する予算を計上しています。

この調査は、県内では初めての取組みとなります。

・対象者：死亡原因記録が現存する15年度以降分(18年度末まで)：108名